

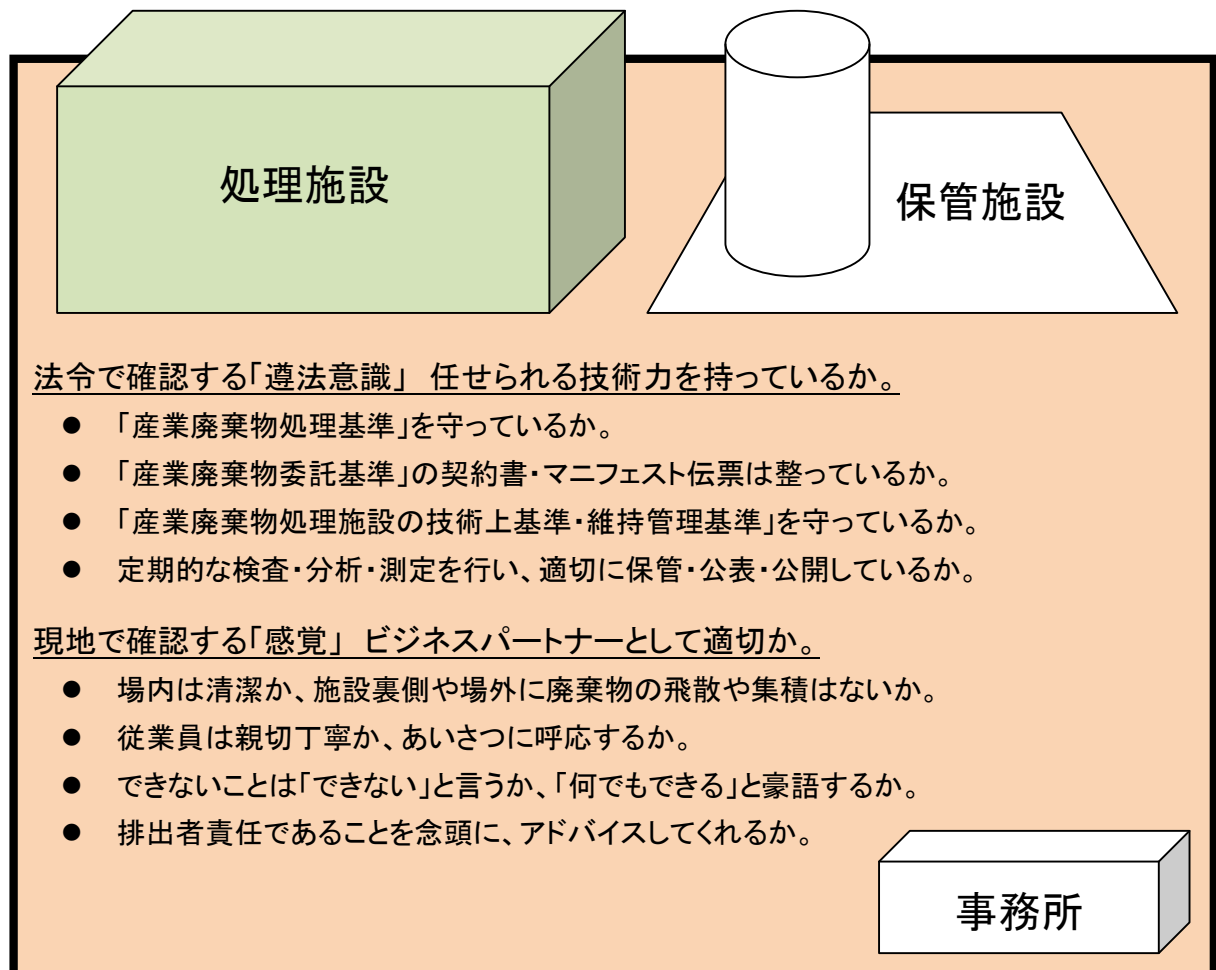
事業者による処理の状況に関する確認の努力義務について

平成23年4月1日からは、排出事業者が処理の状況に関する確認を行う努力義務が規定されました(法第12条第7項等)。具体的には、産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法として以下の方法が考えられます。

- ・処理を委託した(特別管理)産業廃棄物処理業者の施設を実地に確認する方法。
- ・優良産廃処理業者の認定を受けた業者に処理を委託している場合、その業者等により、産業廃棄物の処理状況や、産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されているときには、その情報により、産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法。

具体的な処理の状況の確認

産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために、管理票だけでなく、処理施設又は業者の訪問、写真などの提出依頼など、委託者として処理の把握に努めなければなりません。例えば、処理業者から返送された管理票の記載内容に誤りがないか、管理票の返送期限が守られているか、処理施設を訪問し処理のわかりやすさや清潔度を評価し、書類の保管や顧客対応を評価することができます。



法令で確認する「遵法意識」 任せられる技術力を持っているか。

- 「産業廃棄物処理基準」を守っているか。
- 「産業廃棄物委託基準」の契約書・マニフェスト伝票は整っているか。
- 「産業廃棄物処理施設の技術上基準・維持管理基準」を守っているか。
- 定期的な検査・分析・測定を行い、適切に保管・公表・公開しているか。

現地で確認する「感覚」 ビジネスパートナーとして適切か。

- 場内は清潔か、施設裏側や場外に廃棄物の飛散や集積はないか。
- 従業員は親切丁寧か、あいさつに呼応するか。
- できないことは「できない」と言うか、「何でもできる」と豪語するか。
- 排出者責任であることを念頭に、アドバイスしてくれるか。

事務所

<環境省からの運用通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)(平成23年2月4日環廃対発第110204005号、環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長連名通知)>

第九 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、まず、当該処理を委託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられること。

また、第十一の優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられること。

<群馬県産業廃棄物情報における周知情報>

1 排出事業者の責任

平成23年4月1日からは、排出事業者が処理の状況に関する確認を行う努力義務が規定されました(法第12条第7項等)。具体的には、産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法として以下の方法が考えられます。

- ・当該処理を委託した(特別管理)産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法。
- ・優良産廃処理業者認定制度に基づく認定を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法。

<群馬県における事業者への法改正説明資料>

産業廃棄物を処理委託した際の排出事業者による確認義務が追加されました。【法第12条第7項改正、第12条の2第7項改正】

<罰条：なし(努力義務)>

従前から、事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合に、発生から最終処分まで適正に行われるために必要な措置を講ずることとされていましたが、今後はより一層の適正処理の確保のため、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければなりません。事業者が確認するために、処理施設へ立ち入ることの法的裏付けにはなりませんが、必ず立ち入りをしなければならないということではありません。

<群馬県における事業者への研修用資料>

処理の状況の確認

産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために、管理票だけでなく、処理施設又は業者の訪問、写真などの提出依頼など、委託者として処理の把握に努めなければなりません。例えば、処理業者から返送された manifests の記載内容に誤りがないか、manifests の返送期限が守られているか、処理施設を訪問し処理のわかりやすさや清潔度を評価し、書類の保管や顧客対応を評価することができます。

作成：群馬県廃棄物・リサイクル課産業廃棄物係